

令和3年11月18日付け公告により、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に違反して、二級河川瀬戸川水系梅田川の河川区域内において、許可なく工作物（車両）を放置している者に対し、同法第75条第1項の規定により、当該工作物（車両）を除去し、河川を原状に回復することを命じたが、除却期限までにその義務が履行されなかったため、同条第3項の規定に基づき、河川管理者が令和3年12月27日に当該工作物（車両）を管理下に置いた。

ついては、保管した工作物（車両）を返還するので、所有権等の権原を有する者は、令和4年6月27日までに下記へ申し出るよう同条第5項の規定に基づき公告する。

なお、保管する工作物（車両）を返還するときは、当該工作物（車両）を管理するのに要した費用を所有権等の権原を有する者から徴収する。

令和4年1月21日

河川管理者

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 申出先 静岡県島田市道悦5丁目7-1
静岡県島田土木事務所 維持管理課（0547-37-5274）

2 保管した工作物（車両）

名称又は種類	形状又は特徴	車長・車幅・車高	数量
小型乗用自家用車 静岡501ひ2651	色：黒 初度登録：平成14年7月 車検有効期限：平成27年6月23日	4.42m・1.69m・1.47m	1台

- 3 工作物（車両）が放置されていた場所
静岡県焼津市八楠二丁目6-1地先
- 4 工作物（車両）を除却した日時
令和3年12月27日午前9時30分
- 5 工作物（車両）を河川管理者の管理下に置いた日時
令和3年12月27日午前10時50分
- 6 工作物（車両）の保管場所
静岡県島田市神座2633番16
- 7 工作物（車両）の保管期間
令和4年6月27日まで